

戦前名古屋における土地区画整理制度による集落計画*

市古太郎**・馬場俊介***

A Study on Community Planning in NAGOYA between 1919~1945

By Taro ICHIKO・Shunsuke BABA

Abstract

In Nagoya by both of land readjustment introduced by 1919 Town Planning act. and land consolidation carried out until then good residential area in the suburbs were built in cooperation with land owners and planners. The style of this development is even unequal and ideal, but in practically there were not so a lot of area which had been completed with the original policy.

The following three points have considered in this paper. First; development policy is arranged. Second; weakpoints involved the policy and factors prevented from realization are pointed out. Third; plans realized finally is considered in addition to knowledge given by present circumstances. (計画史、地域・都市)

1.序

1919年の都市計画法の一つの大きな目的は「市街化の拡大に対してこれに計画的に対処し望ましい水準の市街地に誘導する」ことであった¹⁾。名古屋においても、工業の発達とそれに伴う人口の増加により旧市街地周辺のスプロール化が問題となり、都市計画的に市街化を整備してゆくことが求められた。その手段が、旧市街を取囲むようにして行われた土地区画整理である。

大正末期から昭和20年の終戦までの名古屋の耕地整理、区画整理についての研究は、近年盛んに取り組まれるようになってきた。浦山・佐藤ら²⁾は、耕地整理が市街地整備手法としてほとんど区画整理と変わらない水準にまで発展していたこと、それが、農林省からの非難と法定都市計画実現に有利なことから、当時の愛知県都市計画課の熱心な指導で土地区画整理へ転換したことを明らかにしている。また、西山³⁾は、石川栄耀が区画整理に創意工夫を加え、土地経営主義に努めたことを指摘している。

本論文では、当時の名古屋の土地区画整理の計画理念について整理するとともに、この方針に沿って設計された名古屋の東部丘陵地（今の名古屋市千種区、昭和区、瑞穂区）において、郊外型の高級住宅地を実現するための方策としてどのような土地区画整理が行われたかを、現在の状況から得られる知見を加えて考察する。

* keywords: 石川栄耀、土地区画整理、計画的市街化

** 学生会員 名古屋大学工学部土木工学科

*** 正会員 名古屋大学助教授工学部土木工学科

(〒464 名古屋市千種区不老町)

2. 愛知県都市計画課の区画整理の設計の方針

愛知県都市計画課に編集部を持つ雑誌「都市創作」に、1926年9月（大正15年）と1928年12月（昭和3年）の二度にわたって発表された「区画整理設計室手記」（以後、手記とする）は、当時の土地区画整理に対する理念をよく示している。手法をまとめるにあたり、当時の都市計画愛知県地方委員会のメンバーは、区画整理をいかに設計し、いかに施行していくかという手ほどきは何もなく、「何も知らなかった」⁴⁾が、それまでに事業化されてきた耕地整理の技術をもとに、郊外を対象にした土地区画整理の設計方針を示したのである。手記にはさらに、東京市近接16ヶ町村を対象に大正10年から12年にかけて行われた区画整理調査をもとに作成された『近郊町村区画整理計画』や、大正13年7月の都市公論7巻7号に掲載された『土地区画整理私案』なども参考にされたものと推定される。

2.1 設計理念の作成にあたった人物について

設計理念そのものは、当時都市計画愛知地方委員会にいた石川技師、長澤技師が相談して作成したとされているが⁵⁾、初代の都市計画愛知地方委員会幹事であった黒谷了太郎の影響も大きかったと思われる。黒谷は事務系の人間であったが、アンウィン（Raymond Unwin.1863～1940）の都市計画論に心酔しており、石川栄耀も彼からアンウィンを知り、師とするようになる。また、初代幹事としての黒谷は、「この制度（土地区画整理制度）を宣伝して将来の市街地創造のためには区画整理あるとを知らしめて、従来の耕地思想を区画整理に転換せしめねばいけない。耕地整理は寧ろ都市の自殺とならねばならないとを知らしむべきである」⁶⁾とまで極論して、耕地整理から土地区画整理への転換運動を熱心に進めた。

石川栄耀は、1920年10月に内務省に採用され、27歳のとき、都市計画名古屋地方委員会に赴任していた。名古屋の有名な大街路網プランの発案者は、海軍水路部からきた飛山昇治という技師だったが、飛山が東京通信省に栄転した際にプランを引き継いだ石川が具体案を練ったとされる。街路網計画が愛知県都市計画委員会で審議されている間、石川は洋行をしていたが、内務省都市計画課土木部長の山田博愛の査定には石川が対応し、実現手段を問われて、「此を極力区画整理で実現して見せます」⁷⁾と答えている。

1923年から1924年にかけて欧米視察旅行に出掛けているが、彼がこの旅行中一番心に残った物として、「レイモンド・アンウィン博士の不朽の名著セオリー・アンド・プラクティス・オブ・タウンプランニングの体感」を挙げている⁸⁾。これはその後の石川の「都市計画技術の主力」となった⁹⁾。手記にはアンウィンの都市計画理論から影響を受けていると見られる部分はかなりある。どこが受入れられ、どこは受入れられなかったかということは、後にも述べるが、イギリスの都市計画が石川によってどのように受容されたかを見る上で、ひとつの大きなポイントになっている。

2.2 『区画整理設計室手記』の構成

全体の部構成は、1924版も1926版も以下同じで、「第一部」書式並設計順序規則、「第二部」計画規則、「第三部」構造、「第四部」関係法規となっている。「第一部」は事業認可までの提出書類の書式、認可までの手続、「第三部」は街路、用水路の構造、街角煎除などの技術的な点、「第四部」は、施行規定、財務整理規定、事業報告書の仕様などを定めたものである。従って、設計方針と関わるのは「第二部」である。

「第二部」の計画規則の構成も1924版と1926版は同一で、「その一、集落構成、その二、街路配線、その三、区廊及び敷地割り」となっている。こうした構成は、内務省の『土地区画整理審査標準』（1927年）、『土地区画整理設計標準』（1933年、以下、内務省標準とする）にはみられない、理想主義的ともとれる設計理念が感じとれる。「第二部」には、集落構成を重視し、郊外地にコミュニティをつくっていかうとする石川の郊外集落構想が反映されているので、まず、彼の郊外集落構想についてみてみよう。

2.3 石川栄耀の郊外集落構想

石川栄耀の構想していた集落像は、前にも述べたが、アンウィンに影響を受けている。アンウィンは、長い間に人々が生活の知恵で作り出してきた中世の村の空間、またはそこでの生活に強い関心を抱き、中世風の村落を理想に置いて、ロンドンのハムステッド田園郊外、ブレンサム田園郊外、田園都市レッチワース、ヨークのニュー・イヤーズウィック等の住宅地を設計した。

石川は、集落を、①その地区内の居住者が地区の共通の個性を共有し得るような限定された範囲もち、②その範囲内に地区と有機的関連のある物的施設をもった、一つの居住形式だと規定する。有機的関連のある物的施設の理想は、随所に核となる建築物が配置され、街路がその核を中心に放射状に配された、ヨーロッパの中世村落で、これをまねて区画整理を行おうとした。しかし、石川のイメージする中世村落は、アンウィンのそれとは大きく異なっていた。というのは、アンウィンが、十九世紀の大都市に見られた単一階級で構成される住宅地を異端と批判し、階級混住をとねえたのに対し¹⁰⁾、石川は「住居の親しみは出来るだけ同階級のものが群居する事によって醸成される。」¹¹⁾と述べ、階級による住み分けを主張したからである。

石川の考えるユニークな物的施設として、隣交館がある。これは、住民同士の交流と余暇のための、青年組織のクラブ室、小ホール等を備えた施設であり、小公園に接続するものとしている。また、住宅地内の設計では、生活上必要となってくる商業中心（都市計画路線を含んで、60間以内に細分されないよう設計する）と交通中心（停車場、停留所等）にも考慮する必要があるとし、これら3つの異なる目的を持った施設を、それぞれの固有の価値を弱めたりしないように、分離して構想するべきだと述べている。

2.4 「集落構成」の内容

全部で、1926版では7条、1928版では9条からなっている。内容で分類すると、

①地区の大きさ

「地区の大きさは成るべく集落構成単位（昔時の町内あるいは字の如き意味親和単位）に採るべし」

（第一条）、「地区の境域は総て付近の重要公共施設、特に交通機関等にして集落構成に必要なもの聯關設計し得る様に採るべし」（第二条）としている。具体的には、イギリスの田園都市において、都市の人口を3万以内、その面積を約3万haと規定してることをもとにして、一辺が約750m、面積が約50haの正方形の土地をめどとし、「都市計画路線の一辨で割れる程度」¹²⁾を理想とした。

②公共建築物の配置計画

「適当に公共施設（学校、病院、郵便局、市場等）の位置を予定し配置計画すべし。」（第五条）としている。石川は「我々が住居をかまへ得るとこは次の条件のあるとこでなければならぬ。それは即ち、交通機関、隣家、医者、電話、巡査の五つである。我々は土地住むのではない環境に住むのだ。」¹³⁾と述べているが、土地区画整理制度を、内務省標準が、学校と市場、官公庁限定していることと異なり、日常生活に必要な公共施設の敷地の確保の手段と捉えていた。この考えはまた、その後の土地区画整理技術者たちに受け継がれ、発展していく¹⁴⁾。

③用途地域制との関係

「地区内各土地をして総て十分その固有価値を発揮し得るよう土地用途を予定し設計すべし」（第三条）これは、用途地域制の工業地域・商業地域・住居地域に、それぞれ独自の設計をするよう指示した部分である。大正13年の用途地域指定で、市の南西部の広大な範囲と北東部が工業地域に指定されたために、工業地域内での工場の立地制限を行わなければならなかった。この用途地域制では実現不可能な問題を土地区画整理という事業的手法により解決しようとしたのである。

また、「地区内公共重要施設風致佳良なる境域等は総て此を活用しその部分の計画に取り入るよう考慮すべし」（第四条）という叙述には、美観地区や風致地区への配慮にもじませている。東郊丘陵地の設計主査であった村田登見は「丘陵地の設計はコントールの研究と、風致保存を考慮するにあらざれば住

み心地よき住宅地とは成り得ない。」¹⁵⁾と原地形の重視を訴えている。

④オープン・スペース

「適当に自由空地乃至小公園（三千坪内外）を設け特に公共施設等の中心を快く部分に対しては此を以てその部の開発に資するよう計画すべし（自由空地乃至小公園の距離は相互7町内）」（第六条）としている。内務省標準の地区内3%を緑地にすべしという規定とは異なっている。

⑤集落中心

「集落中心を造り前条各計画を統束一體有機化せしむべし、集落大ならば是を数個としその距離を七町乃至十四町なる様配分すべし」（1928版第八条、1926版第七条）としている。集落中心を造るという思想は、集落計画の核心で、石川の集落構想から来ているものと思われる。

土地区画整理制度では、隣交館のような施設を実現出来ないで、区画整理事業の完了後、開発組合なるものをつくって実現しようとしていた。土地区画整理が実現可能な集落中心として、有名な愛知型の小公園を規定しているが、これは当時の都市計画家が区画整理でつくることの出来る唯一の施設だったという見方もできる。

⑥郊外集落の結成

「路線系統は第一次系統として集落中心より放射せしめ第二次系統として循環線は出来るだけ小公園其の他公共美的施設を聯貫すべし」（1928年版第九条）とあるように、集落結成のために、周囲と絶縁し広場によって強調された放射循環系の街路網を計画していこうとしている。

2.5 愛知県都市計画課の設計方針の問題点

設計方針の問題点を、放射環状の街路網の実現可能性と市街化の形態のコントロールという点から指摘する。

①放射環状型の街路網の欠陥

(1)計画的に中心を作り出すことが困難

石川は、大阪の都市計画協議会で直木博士にそれまでの道路網の設計が都市計画幹線に順応した基盤割りであったことに対して散々やられた際に、「公共建築に対する配置が都市計画で決定されない限り、寧ろ有心組織の道路網は危険道である」と答えている¹⁶⁾。つまり、計画した中心が、集落の中心として発展してゆけばよいが、都市計画街路に面した外側部分の方から発展してゆき、計画した中心の発展が取残されるという事態が起こりうるのである。

放射環状型の街路が無理であっても、循環線街路は、「親和線」として造ってゆきたいとしている。そして、多くの公園を循環線で結んで一つの公園系統を造ってゆきたいと考えていた。

石川は、区画整理が中心的建築物を造ることが出来ないこと、「日本の区画整理は、後にも先にも純粹の区画整理で建物には手をつく可くもない。」と旧都市計画法下での土地区画整理制度の重大な欠陥をくり返し指摘していた。

(2)地区が不均等な発展をする

小地主が多い組合ほど利益が均等になるような設計が要望され、地区内で同じ幅員の道路に面した土地でも場所により発展の状況が異なり、地価の上昇率が異なってくる中心性をもった設計は、換地に照応の原則がある以上、了承されにくかった。そして結局、「味わいなき平々凡々のプランが多いように成りやす」¹⁷⁾くなってしまうのである。

土地区画整理の主人公である地主が利益追求のために、自分の土地にはなんとしても広い道路を持って来ようとしたり、減歩を少しでも少なくするために公園を設置することに難色を示したことは、当時の区画整理技術者のかかえていた問題の一つであった。

②土地区画整理後の建築物への配慮不足

日暮里大塚土地区画整理や、東京郊外の土地区画整理計画を手がけた伊部達吉は『土地区画整理論』（1929）のなかで「土地区画整理は、合法的に施行すると否とを問わず、土地の区劃的変更の計画に於いて、明らかに建築的行為を認識し得るものでなければならぬ」としていた。伊部は、住宅調査の統計と諸外国の住宅の規格から小・中・大の住宅の規模を規定し、採光量などから各敷地内の空地を規定することによって、標準画地を示した。これによって、整理後の地区の建築物のおおよその形態コントロールを可能にしている。これに対し、手記とそれにつながってくる議論のなかではこのような論議が行われていない。

3. 名古屋市東部における実現例

ここでは、2.で述べた設計理念が実際どのように実現されていったのかを考察する。

対象として選んだ地域は、大正末から昭和の初めにかけて耕地整理・土地区画整理が行われた名古屋市東部地域で、地形的には大方が丘陵地となっている。（図1）

表2 調査地区の組合の設立日、総面積

地区名	設立年月	施行面積㎡
八事耕地整理	T12/12	998383
南山耕地整理	T14/12	759176
八事土地区画整理	T14/6	2200945
音聞山土地区画整理	S2/1	567062
田代土地区画整理	S4/11	4162094
弥富南部土地区画整理	S6/4	708709
上山土地区画整理	S6/11	329398

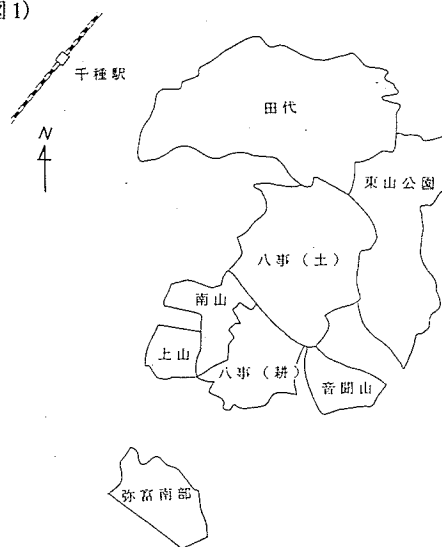


図1 調査した地域図

3.1 田代

田代土地区画整理は石川が自分で設計をした4つの組合の1つである。彼自身、「此の組合に於いて最初で最後の自分の設計をして見た」¹⁸⁾と述べており、石川流郊外集落像を追求し、それまでの事業には見られなかった設計を実現してみせた地区である。石川は、この地に「七つの公園を星とする田園都市」を構想し、「緑地七つを中心とする、放射環状組み合わせ」¹⁹⁾の街路配線を設計したのである。

工事直前の昭和7年（図3）では、地区中央を東西に走る道路（広小路）はすでに存在しており、覚王山地区と、本山の東の地区で市街化が進んでいるが、平坦地には水田が広がっている。

確定図（図4）を見ると、南北方向に都市計画街路が新設され、広小路とともに、地区の主要幹線道路になっている。放射環状の街路構成の中心となるのは、少なくとも、田代公園、日泰寺の参道と広小路の交差点付近、現在の地下鉄本山駅の3つである。また、確定図からは、都市計画公園1（第13号）、小公園5（丸山公園、池公園、村内児童公園、西山公園、田代公園）の計6つの公園が配置されていて、これに隣接する東山公園をあわせて、石川のいう7つの緑地が実現されていることが判る。また、学校敷地は5ヶ所（東山国民学校、田代国民学校、栢山女学校、愛知中学校、名古屋帝国大学）、社寺・教会は、7ヶ所（日泰寺、桃願寺、性高院、丸山神社、松林寺、城山八幡宮、天理教大教会）である。

3つの中心のうち、田代公園以外は、商業中心もしくは、交通中心である。日泰寺の参道と広小路の交差点の中心は、土地区画整理によって新たに作り出した中心ではなく、旧集落をうまく生かして、不十分な区画街路の新設を主とした設計がされている。また、本山の中心は、都市計画街路どうしが交差

する地点で、南部が市街化しつつあったが、その他はほとんど市街化されていなかったため、思い切った街路網計画を立てることができたと思われる。

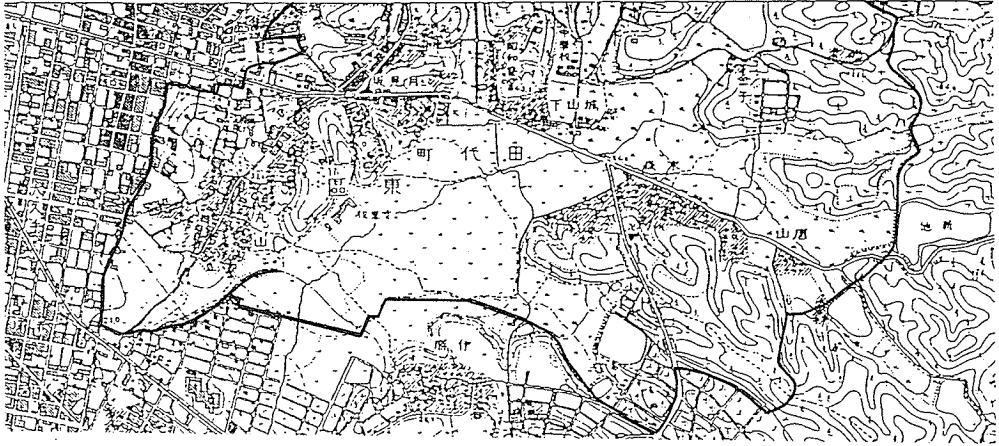


図3 田代、昭和7年の現況図（25000分の1、加筆）



図4 田代土地区画整理、施設及び本山・覚王山中心の図（昭和4年、確定図から作成）

つぎに、田代公園中心は手記の中にある、住宅地の集落中心として設計されたものである。ここは、北と西と東を都市計画街路で仕切られている。この地区内の街路構成を詳しく見ていくと次のことが分かる。(図5)

- ①街路は、手記によればすべて丙種道路(幅員三〜五間)だが、幅員・リンクタイプ(ネットワーク構造上の幹線街路への出入りしやすさ)からみて3種に分類できる。

A: 幅員8.50m以上で都市計画街路に直接接続しており、現在段差付きの歩道が見られる街路

B: 幅員6.50m以上8.50m未満で都市計画街路に直接接続している街路

C: 幅員6.50m未満で都市計画街路には直接接続していない街路

- ②傾斜部のすでに市街化していた区域内の街路以外は全て新設されたもので、旧道はほとんど残っていない。

- ③南方面は、隣の伊勝土地区画整理との接続を考慮している。

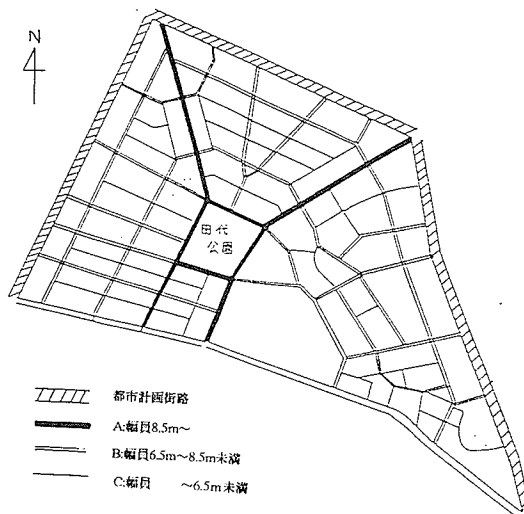


図5 田代公園付近の街路構成(確定図から作成。幅員は測定した)

現在の状況

- ①田代公園の面積の約2/3が戦後中学校の敷地となっている。田代公園が戦前どれだけ整備されたのかは不明だが、現在、この中学校が集落中心としての役目を果たしているかということは微妙なところである。田代公園には、現在ゲートボールコート等が整備されている。
- ②西の平坦部では各敷地の大きさは小さいものが多いのに対し、東の丘陵部では比較的敷地の大きさが大きい。
- ③街区の短辺では、建物の向きが異なるために、3分割もしくは4分割されている部分がある。
- ④広小路通り沿いには、高層建築が立ち並び、そのすぐ背後の住宅との関係がアンバランスである。
- ⑦一方通行規制がされているが、通過交通はかなりある。

3.2 弥富南部

弥富南部土地区画整理も、石川が設計を行った地区である。都市計画街路を直径とする、半円弧の街路が特徴的である。設立直後の昭和7年(図6)では、宅地化は進みつつあるものの、この曲線街路はない。地形的な要因(北の都市計画街路から、南の天白川に向かって傾斜している)もあるであろうが、周囲との街路のパターンから見ると、やはり、特異なものに感じられる。現在、この曲線道路は、コミュニティ道路として整備されている。



図6 弥富南部、昭和7年現況図(25000分の1、加筆)

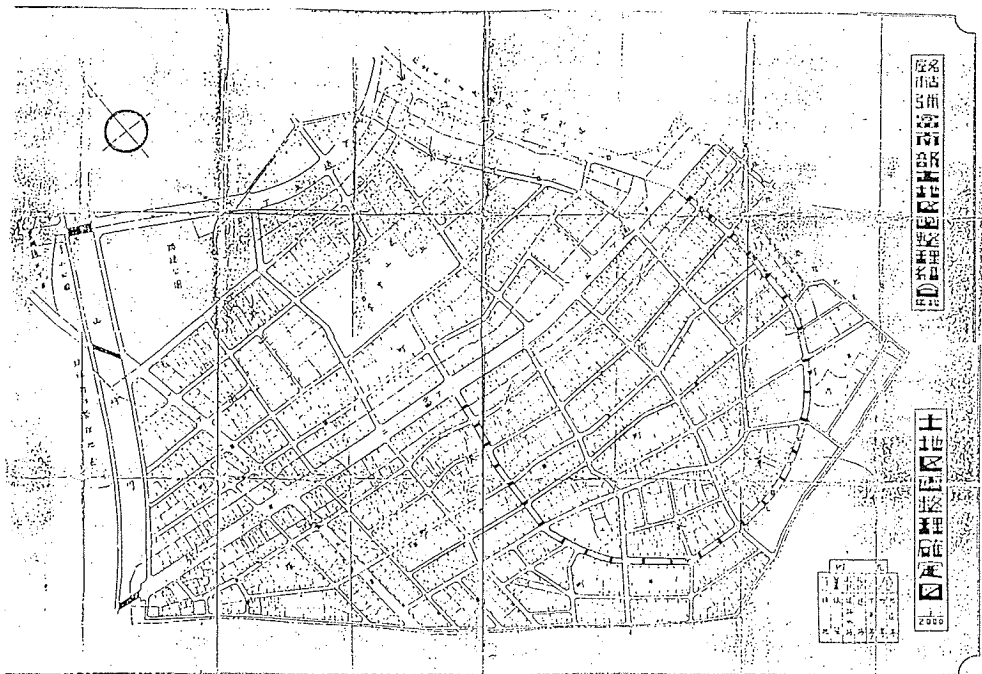


図7 弥富南部土地画整理図(ル・テ・ロ・筆)

3.3 八事周辺

八事山を風致に富んだ高級住宅街に開発しようという試みは、明治14.15年頃、笹原辰太郎が中心となって八事保勝会を創立したことに始まっていた。この会は地主や資本家からの寄付を財源として、樹木等の自然に配慮した道路の敷設を行って八事山の開発を行おうとするものであった。

その後、「山林都市の絶大なるものを創作」²⁰⁾するという計画のもとに東部丘陵地開発設計図が作られ、大正12年に八事耕地整理組合が設立されたことを皮切りに、南山耕地整理、八事土地地区画整理、音間山土地地区画整理、上山土地地区画整理の5つの組合が設立されて、大規模な開発事業が開始された。

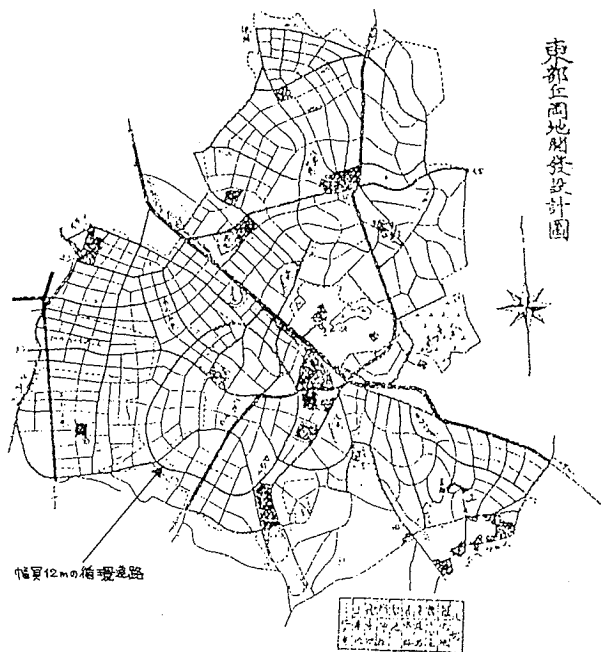


図8 東部丘陵地開発設計図

設計にあたった村田は、地形をよく考え、「路線は勾配を緩やかにする必要上、迂回せねばならず、土地利用や風致保存の関係から、どうしても曲線式がよいので之を採用し」、その結果街区が不整形になってしまったが、道路と筆界線を直角に交わるように設計したので、将来敷地分割されたとしてもこの筆界線に沿って分割されるので、利用不可能な敷地がでてくることないだろうと述べている。

21)

八事耕地整理地区を南北に走る幹線道路、東西に走る2本の幹線道路、飯田街道は事業以前から存在していた道路で、緑が丘を中心にしてぐるりと走る幅員12mの循環道路の南山耕地整理区域の部分と、その内部のかなり急勾配の区画街路は新設されている。この循環線は、等高線に沿っているわけではなくかなりのアップダウンがあって、上山土地区画整理地に新設された等高線に沿った曲線道路とは対照的で、非常に意図的に造られた道路である。また循環線内部の宅地化は遅れ気味で、昭和10年代後半以降だったようである。

傾斜地をうまくつかった街区割りが少なくない。一例を挙げれば、南山耕地整理地区内の循環線から入中の方へ伸びている街路(図9)である。街路が、谷、尾根、谷、尾根、谷と緩やかに平行にカーブして走っていて、敷地の規模も大きいまま分割されていない。ここは当時から、「地勢も宜敷道路の開墾、自動車の乗り心地も好く小道路には急坂も在るの、樹木の調和と相持って趣味相整ひ八事整理中第一等」²²⁾と評価されており、現在も八事地域のなかでも屈指の高級住宅街となっている。



図9 南山耕地整理、地形を生かした街路配線(10000分の1、加筆)

4. まとめ

戦前、名古屋には123の宅地開発を目的とした耕地整理・土地区画整理組合が設立されたが、中心に広場を持った放射環状系の街路網という手記の内容を忠実に実現したいえるのは、田代土地区画整理地区のみである。しかし、環状線は、八事地区にあるし、弥富南部の半円形の街路も、地区の親しみをプラスにするためのしかけであったとみることはできよう。

これは、設計理念の実現に並々ならぬ困難があったことを示しているが、設計理念が当時の市街地整備に必要とされていたこと以上を望んでいたためとも考えられる。計画的市街化のために必要とされる街路構成として、碁盤状の構成で不十分であったわけではなく、放射循環型の街路網は碁盤状の街路網の上位に位置し、より良好で高級な市街化を実現させようとしたものだったのではないかな。

つまり、ここであげた土地区画整理事業は、石川栄耀をはじめとする都市計画家と地主が、郊外地に良好な高級住宅街を建設していこうという特殊な試みであったのである。またそこでは、そのような試みが、上物整備には手が出せない面的整備手段としての区画整理のみでどこまでできるのか、という限界を示したものととも言えよう。

当時の愛知県都市計画課のメンバーは、名古屋の都市の全体像をイメージし、土地利用、公共施設の配置などのしっかりとした構想を持っていた。そして、その理想をいかにしたら現実に実現することが出来るのかということを不断に追求し、その実現の手段として土地区画整理をとらえていたのである。さらに、石川は郊外集落像の確固たる理想を持っており、その理想実現の一つのおおきなステップとして区画整理をとらえていた。彼は区画整理の完了で満足するのではなく、さらなるステップを構想していたのである。

戦前名古屋の郊外地整備は、地主と都市計画家が主人公であった。地主の土地区画整理のとらえかたは、

あくまで自分の資産価値の増加であり、地主が上物整備に積極的に取組むのはあくまでその土地が「高く売れる」というもくろみがあったのである。良好な住宅地を形成していこうとするならば、都市計画家としてはそこに移り住んできた人々が主人公となれるような方向性を展望してゆく必要があったのではないだろうか。

謝辞

論文のとりまとめにあたり、資料の提供と、適切な提言をしていただいた中部大学の佐藤圭二教授、岐阜工業高等専門学校の鶴田佳子助手に深く感謝いたします。また、貴重な資料の閲覧を許可していただいた名古屋都市センター、名古屋市市政資料館に感謝いたします。

引用文献、注釈

- 1) 石田頼房:『日本近代都市計画の百年』, 自治体研究社, p 113, 1987
- 2) 浦山益郎・佐藤圭二・鶴田佳子:戦前名古屋の組合施行土地区画整理事業の展開過程に関する研究、1992年度第7回日本都市計画学会学術研究論文集、1992
- 3) 西山康男:石川栄雄と名古屋の区画整理、都市計画、No.182、日本都市計画学会、p 76、1993
- 4) 石川栄雄:区画整理―事始め、区画整理、第3巻第12号、土地区画整理研究会、1937
- 5) 都整親和会:内務省土地区画整理設計標準を中心にして、区画整理、第3巻第6号、土地区画整理協会、1937
- 6) 木島久米太郎:名古屋の土地区画整理事業の沿革:都市創作、第2巻第9号、土地区画整理研究会、1926
- 7) 石川栄雄:私の都市計画史、新都市、第6巻第4・5・9・11・12号、都市計画協会、1952
- 8) 文献同 7)
- 9) 文献同 7)
- 10) 西山康雄:『アンウィンの住宅地計画を読む』、彰国社、p 85、1992
- 11) 石川栄雄:郊外集落結成の技巧、都市公論、第13巻10月号、都市研究会、1930
- 12) 石川栄雄:設計室より、都市創作、第2巻第9号、都市創作会、1926
- 13) 石川栄雄:名古屋の区画整理の特質、都市問題、第9巻第4・5号、東京市政調査会、1929
- 14) たとえば、区画整理1937年1月号の水無月洋太郎という人物が書いた「地区発展計画をつくれ」では、用途地域制の中の住宅地を細分し、盛り場、浴場、学校等々の施設計画を含んだ地区の立体的な設計図を工事設計書とは別に、作成することを主張している。
- 15) 村田登見:区画整理初心者のために、都市創作、第2巻第11号、都市創作会、1928
- 16) 石川栄雄:設計室より、都市創作、第4巻第12号、都市創作会、1928
- 17) 石川栄雄:区画整理至上主義、都市公論、第14巻5月号、都市研究会、1931
- 18) 石川栄雄:田代・東山公園・公園祭、区画整理、第2巻第9号、土地区画整理協会、1936
- 19) 同 18)
- 20) 笹原辰太郎:八事耕地整理の経過と土地区画整理に対する希望、都市創作、第2巻第10号、都市創作会、1926
- 21) 村田登見:東部丘陵地区区画整理に就いて、都市創作、第2巻第9号、都市創作会、1926
- 22) 八事山開発事業、都市創作、第4巻第9号、都市創作会、1928